

平成20年2月15日(金)

開会 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 同意第 1号 京丹波町桧山財産区管理委員の選任について
- 第 5 同意第 2号 京丹波町梅田財産区管理委員の選任について
- 第 6 同意第 3号 京丹波町三ノ宮財産区管理委員の選任について
- 第 7 同意第 4号 京丹波町質美財産区管理委員の選任について
- 第 8 議案第 1号 京丹波町参与設置条例の制定について
- 第 9 議案第 2号 平成19年度京丹波町一般会計補正予算(第3号)

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員(16名)

- 1番 藤田正夫君
- 2番 坂本美智代君
- 3番 山内武夫君
- 4番 畠中勉君
- 5番 今西孝司君
- 6番 東まさ子君
- 7番 小田耕治君
- 8番 横山勲君
- 9番 西山和樹君
- 10番 山田均君
- 11番 室田隆一郎君
- 12番 篠塚信太郎君
- 13番 吉田忍君
- 14番 野口久之君

15番 野間和幸君

16番 岡本勇君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（18名）

町長	松原茂樹君
副町長	上田正君
教育長	寺井行雄君
会計管理者	藤田義幸君
参事	田渕敬治君
和知支所長	岩崎弘一君
総務課長	谷俊明君
企画情報課長	田端耕喜君
税務課長	岩田恵一君
住民課長	伴田邦雄君
保健福祉課長	野間広和君
子育て支援課長	山田由美子君
地域医療課長	下伊豆かおり君
産業振興課長	山田進君
土木建築課長	松村康弘君
水道課長	藤田真君
教育次長	長谷川博文君
監査委員	人見亮君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	伊藤康彦
書記	山内圭司

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただきご苦労様でございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成20年第1回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番議員・山内武夫君、4番議員・畠中 勉君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、同意第1号他5件です。

提案説明のため、松原町長ほか関係者の出席を求めました。

閉会中の2月5日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

議会広報特別委員会は、閉会中、議会だよりの編集をいただき、第10号は1月に発行され、第11号は今月18日に発行されます。

本日、本会議終了後、議員全員協議会をこの場において開催いたします。議員の皆さんよろしくお願ひいたします。

また全員協議会終了後、議会運営委員会が開催され、午後1時30分から福祉厚生常任委員会と政治倫理検討特別委員会が開催されます。委員の皆さんには大変ご苦労さんですが、

よろしく願いいたします。

上田瑞穂支所長から本臨時会を欠席する旨、届けが提出されていますので報告いたします。
以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、同意第1号 京丹波町桧山財産区管理委員の選任についてから日程第9 議案第2号 平成19年度京丹波町一般会計補正予算(第3号)》

○議長（岡本 勇君） 日程第4、同意第1号 京丹波町桧山財産区管理委員の選任についてから日程第9、議案第2号 平成19年度京丹波町一般会計補正予算(第3号)についてを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長

○町長（松原茂樹君） おはようございます。

本日ここに、平成20年第1回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございました。

それでは早速ではございますが、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第1号から同意第4号につきましては、瑞穂地区内における4財産区管理委員の任期が2月19日をもって満了となりますことから、委員の選任について議会の同意をお願いしております。

それでははじめに同意第1号の桧山財産区管理委員として選任をお願いする委員さんについてご紹介を申し上げます。

岸野 信（きしの まこと）氏は、京丹波町橋爪桧山2番地にお住まいで、昭和14年1月19日のお生まれです。京都府共済農業協同組合連合会に長くお勤めになり、現在、NPO法人職員として勤務されております。

中尾 広和（なかお ひろかず）氏は京丹波町和田大下14番地2にお住まいで、昭和25年3月12日のお生まれです。建築内装業を営まれております。

加藤 久和（かとう ひさかず）氏は京丹波町井脇瀧谷24番地にお住まいで、昭和18年4月13日のお生まれです。農業協同組合に長く勤務されたほか、井脇区長を歴任されております。

友金 一郎（ともかね いちろう）氏は京丹波町大朴東道ノ下4番地にお住まいで、昭和2

5年1月27日のお生まれです。製材会社等に勤務されるとともに、瑞穂町消防団長を歴任されております。

上田 肇（うえだ はじめ）氏は京丹波町井尻松ヶ鼻50番地にお住まいで、昭和18年1月3日のお生まれです。建設会社に長く勤務されておりました。

中西 隆夫（なかにし たかお）氏は京丹波町八田下河原5番地にお住まいで、昭和13年2月27日のお生まれです。京都府職員として長い勤務のご経験や八田区長を歴任されております。

今林 長夫（いまばやし ながお）氏は京丹波町小野宮ノ前12番地にお住まいで、昭和27年3月7日のお生まれです。現在京都農業協同組合に勤務されるとともに小野区長を歴任されております。

続きまして、同意第2号 梅田財産区管理委員として選任をお願いする委員さんについて、ご紹介を申し上げます。

谷垣 俊輔（たにがき しゅんすけ）氏は京丹波町水原中里42番地2にお住まいで、昭和13年3月30日のお生まれです。京都府職員として長い勤務のご経験や水原区長を歴任されております。

稲元 源太郎（いなもと げんたろう）氏は京丹波町上大久保向垣内12・13番合地にお住まいで、昭和17年5月14日のお生まれです。瑞穂町職員として長い勤務のご経験や上大久保区長を歴任されております。

西田 哲（にしだ さとし）氏は京丹波町下大久保ダン3番地4にお住まいで、昭和16年8月9日のお生まれです。現在、建設業を営まれるとともに、人権擁護委員や下大久保区長を歴任されております。

森田 一三（もりた かずみ）氏は京丹波町鎌谷下上ノ山14番地にお住まいで、昭和25年9月3日のお生まれです。瑞穂町、京丹波町職員として長い勤務のご経験や、現在、鎌谷下区長を務められています。

熊原 涼一（くまはら りょういち）氏は京丹波町鎌谷中堂坂5番地にお住まいで、昭和22年9月13日のお生まれです。現在、船井郡衛生管理組合に勤務されるとともに、鎌谷中区長を歴任されております。

中南 義雄（なかなん よしお）氏は京丹波町鎌谷奥権水19番地にお住まいで、昭和6年11月6日のお生まれです。瑞穂町議会議員、農業委員、民生児童委員等を歴任されております。

軽尾 勇（かるお いさむ）氏は京丹波町東又西板谷3番地にお住まいで、昭和27年9月4日のお生まれです。現在、医療法人職員として勤務されるとともに、瑞穂町議会議員を歴任されております。

続きまして、同意第3号の三ノ宮財産区管理委員として選任をお願いする委員さんについて、ご紹介申し上げます。

峠 紀男（ゆり のりお）氏は京丹波町栗野栗野ノ上18番地にお住まいで、昭和15年10月1日のお生まれです。京都大学農学部職員として長い勤務のご経験や栗野区長を歴任されております。

山内 紀和（やまうち のりかず）氏は京丹波町妙楽寺沖田78番地にお住まいで、昭和15年8月4日のお生まれです。瑞穂町職員として長い勤務のご経験や瑞穂町農業委員、妙楽寺区長を歴任されております。

上田 武二（うえだ たけじ）氏は京丹波町水呑松本14番地5にお住まいで、昭和14年3月3日のお生まれです。服飾関係企業に長い勤務のご経験や水呑区長を歴任されております。

花木 榮一（はなき えいいち）氏は京丹波町三ノ宮高尾45番地1にお住まいで、昭和19年4月16日のお生まれです。送電線工事会社に長く勤務され、現在、農業に従事されております。

神谷 祥久（かみたに よしひさ）氏は京丹波町質志観音41番地にお住まいで、昭和13年5月6日のお生まれです。電気設備会社に長い勤務のご経験や瑞穂町農業委員を歴任されております。

後藤 哲夫（ごとう てつお）氏は京丹波町戸津川堂ヶ市23番地にお住まいで、昭和26年11月19日のお生まれです。現在JR西日本旅客鉄道（株）に勤務されるとともに、戸津川区長を歴任されております。

坂本 保（さかもと たもつ）氏は京丹波町猪鼻下村4番地2にお住まいで、昭和19年8月16日のお生まれです。タオル製造会社に長い勤務のご経験や猪鼻区長を歴任されています。

続きまして、同意第4号 質美財産区管理委員として選任をお願いする委員さんについて、ご紹介を申し上げます。

松永 博志（まつなが ひろし）氏は京丹波町質美清水本44番地1にお住まいで、昭和32年9月27日のお生まれです。現在、ガラス照明器具製造会社に勤務されるとともに、行仏区長を歴任されています。

谷 勝彦（たに かつひこ）氏は京丹波町質美谷垣内88番地にお住まいで、昭和18年1月31日のお生まれです。京都府職員として長い勤務のご経験や中村区長を歴任されています。

林 良秀（はやし よしひで）氏は京丹波町質美ユリノ谷32番地にお住まいで、昭和25年6月21日のお生まれです。現在、全農京都府本部職員として勤務されております。

岩田 哲（いわた さとし）氏は京丹波町質美丹垣内1番地にお住まいで、昭和15年11月15日のお生まれです。瑞穂町森林組合職員として長い勤務のご経験や瑞穂町農業委員を歴任されております。

山口 保信（やまぐち やすのぶ）氏は京丹波町質美山田垣内41番地1にお住まいで、昭和24年10月22日のお生まれです。現在、電気工事士として電気設備会社に勤務されるとともに、上野区長を歴任されております。

大西 修（おおにし おさむ）氏は京丹波町質美中野15番地1にお住まいで、昭和12年9月3日のお生まれです。瑞穂町農業協同組合職員として長い勤務ご経験や人権擁護委員、瑞穂町農業委員を歴任されております。

山根 智（やまね さとる）氏は京丹波町質美東地23番地1にお住まいで、昭和12年4月5日のお生まれです。測量会社に長い勤務のご経験や瑞穂町農業委員を歴任されております。

以上、ご紹介いたしました瑞穂地区4財産区管理委員として選任しようとする28名の皆さんは、それぞれ豊富なご経験を基に地元の活動においても欠かすことのできない中心的人材としてご活躍され、且つ、農林行政に見識を有し、財産区委員として最適任者でございますので、京丹波町財産区管理会条例第3条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

議案第1号 京丹波町参与設置条例の制定につきましては、町政の重要施策に参画し、その職務を行う常勤特別職として、参与を設置することについて必要な事項を定めようとするものであります。

いよいよ総合計画基本構想に基づく基本計画がまとまり、平成20年度からその実施計画を着実に進めていかなければならないところであります。このような中で、参与の設置につきましては、内部の事務執行に充てるのではなく、京丹波町の持つポテンシャルや地域資源の活用方策、企業立地活動の推進など、地域経済の活性化や将来の展望を開く躍動する町づくりを進めるため、そのポイントを特定し、民間企業での実務経験や専門的知識、幅広いネットワークを活かせる人材について、公募により任用したいと考えているところであります。

議案第2号 京丹波町一般会計補正予算第3号につきましては、補正前の額99億3,41

0万円に420万円を追加し、補正後の額を99億3,830万円とすることをお願いしております。

合併後の組織機構を検証する中、住民の皆さんの利便性の向上、機能的な事務執行や施設の有効活用等を考慮し、行政サービスの向上に資する組織機構とするため、本年4月より機構改革を行うことといたしております。つきましては、速やかな移行を進めるための準備経費について追加補正をお願いするものであります。

以上簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 補足説明を担当課長から求めます。谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） それでは補足説明を申し上げたいと思います。

同意案件第1号から4号につきましては町長から詳しく提案説明があったところでございますが、任期につきましては平成20年の2月20日から4年間ということになっております。この選任に至ります経過でございますが、旧瑞穂町の選任過程を尊重させていただく中で、昨年末より各区長様あてに推薦依頼をお願い申し上げまして、それぞれご推薦をいただいた方を今回選任するというようお願いを申し上げるものでございます。

同意第1号の桧山財産区の管理委員さんについてですが、今回新たに選任同意をお願いする方は中尾さん、加藤さんの二人でございます。以下の皆様につきましては現在管理委員としてお世話になっているかたがたでございます。

次に梅田財産区の管理委員さんでございますが、新たに選任をお願いいたします方につきましては3人目の西田さん、森田さん、熊原さん、軽尾さんの方々でございます。以外の方につきましては現在も梅田財産区の管理委員さんとしてお世話になっている方でございます。

同じく三ノ宮財産区でございますが、3人目からの上田さん、花木さん、それから後藤さん、坂本さんにつきましては新たに管理委員として選任をお願いする方でございます。以外の方につきましては現在管理委員としてお世話になっている方でございます。

それから第4号でございますが、質美財産区につきましては松永さん、谷さん、林さん、山口さん、大西さんにつきましては新たに選任をお願いするかたがたでございます。以外の方については現在も財産区の管理委員としてお世話になっている方でございます。

以上簡単ではございますが同意第1号から第4号の説明とさせていただきます。

続きまして議案第1号 京丹波町参与設置条例の制定についてでございます。

条文をごらんにいただきたいと思うわけですが、この参与の設置の根拠規定につきましては地方公務員法の第3条第3項第3号に規定されるところでございます。

職務といたしましては、町政の重要な施策に参画し、その職務を行うものとしております。

勤務形態については、常勤でございます。

第3条でございますが、参与の任期、これは2年以内ということで、任期中においても地方自治法第163条の例により、解職することができるとしております。この地方自治法第163条の規定と申しますのは、副知事、或いは副町長を解職することができる定められた規定でございます。

第4条の給料の関係でございますが、給料の額については月額35万円を超えない範囲内と定めさせていただくものでございますし、その支給方法については京丹波町の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の例によるとさせていただいております。これにつきましては月の途中で任命或いは退任される場合も想定されるわけですので、現在の特別職の条例の定めに従いまして、そういった場合は日割り支給をするということを同様にさせていただくものでございます。

なお、第4条の規定につきましては、給料のみを定めておりまして、期末手当の支給をするということを行わないものでございますし、他の諸手当についても支給をしないものでございます。

第5条でございますが、旅費及び支給方法を定めさせていただいております。これにつきましては自治法の204条の規定によりまして、旅費については実費弁償的な部分がございますので支給しなければならないとされているところでございます。したがって、これにつきましても、現在の京丹波町特別職の職員の条例の例によるとさせていただくものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが議案第1号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号 平成19年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

お手元に横長の資料の配布をさせていただいたところでございます。先にこれにつきましてご説明を申しあげたいと思います。今回の機構改革の案ということでお示しをさせていただくものでございます。

まず現行の保健福祉課でございますが、丹波地区内にある健康管理センターに設置をいたしておりますが、これを瑞穂の保健福祉センターに移設をするということと、残りしました健康管理センター内には丹波地域の保健福祉室を設置しようとするものでございます。それが1点大きな機構改革になるわけでございます。

併せまして現在包括支援センターを健康管理センターに構えているわけでございますが、こ

れにつきましても瑞穂保健福祉センターに移設をするというものでございます。

在宅介護センターについてはそのまま変更せず、健康管理センターに設けるということにはいたしております。

それから瑞穂の保健福祉室でございますが、これについては保健福祉課を設置いたします関係で廃止をいたすものでございます。なお、在宅介護支援センターについてはそのまま保健福祉センターに設置をしておくものでございます。

それから和知地域の保健福祉室でございますが、現在保健福祉センターに設置をいたしておりますが、和知支所内に移動をして設けようとするものでございます。在宅介護支援センターについては長老苑に委託をいたしております、これについては変更をいたすものではございません。

こういったことでの狙いといいますか効果等も含めてでございますが、ひとつは内部連携体制を強化したいということ、施設の有効活用を図ることとするものでございます。

併せまして平成20年度から特定健診、或いは特定保健指導の推進を行っていかねばならないということと保健師の集中配置、それから近接する病院との連携を図りたいということを検討した結果でございます。細かいところでいいますと、執務室も現在の健康管理センターは細かく部屋が分かれているという状況もございまして、ワンフロアでひとつの課を設置するというのもひとつの大きな要素でございます。

次に教育委員会の事務局の関係でございますが、現在の中央公民館から和知支所内に移設をして、現在の中央公民館に丹波分室を設置しようとするものでございます。

瑞穂分室については変更なしで瑞穂支所に設置をいたします。

和知分室については事務局を設置します関係で廃止をしようとするものでございます。

これにつきましても内部連携体制の強化、或いは和知支所の施設の有効活用を図りたいということを検討した結果でございます。

それから子育て支援課でございますが、現在上豊田保育所に隣接します生涯学習センターに設置をいたしておりますが、これを健康管理センター内に移設をしようとするものでございます。これからの子育て支援の強化ということで、また平成20年度からは新たに発達支援事業の新規展開も検討いたすところございまして、そういった形での移設を行おうとするものでございます。

それから企画情報課の関係でございますが、現在の広報情報係を二つに分けて、ひとつは瑞穂の情報センターに情報推進室を設けようとするものでございます。これにつきましては情報化の推進体制の強化を図りたいと考えているところございまして、併せましてこの広報

情報係については広報公聴係に変更いたしまして、住民のかたがたからのご意見要望等も十分公聴していく体制を整えたいと考えているところでございます。

それから総合企画係の関係ですが、これにつきましては本町の総合企画係内には丹波地域の町づくり推進担当を配置したいと考えているところでございます。瑞穂、和知支所にもそれぞれ地域総務室内に地域町づくり推進担当の配置をしようと考えているところでございます。

これにつきましては協働の町づくり、住民自治組織等の育成支援を強化するという狙いをいたすものでございます。

それから両支所にごございます地域総務室内の税務収納担当の職務でございますが、現在収納を支所の中で受けるというような位置づけになっておるところでございますが、やはり積極的に地域内に出かけていって徴収をするという体制の規則の見直しを図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、機構改革の概要ということで説明とさせていただきます。

戻っていただきまして予算でございますが、今回こういった機構改革に伴います予算ということで420万円の追加をお願いするものでございます。

ページをめくっていただきまして最後のページでございます。歳出予算ということで総務管理費の関係でございますが、ひとつは支所費で大きなものは252万円の電気設備改修工事を計上させていただいております。これは和知支所内の電話交換機の改修を行おうとするものでございまして、これにつきましてはかねてより老朽化しておりまして更新の必要性があったところでございますが、伸ばし伸ばしきっておったというのが実情でございます。今回ここに教育委員会の事務局を設けるということで、電話の使用頻度もかなり多くなるということも含めまして、これを機に電話改修工事を行わせていただこうというものでございます。

それから電算管理費の関係につきましては和知支所、それから保健福祉センターの電算のネットワークの構築を計上させていただいたものでございます。

それから保健衛生費、教育総務費の関係でございますが、それぞれこれにつきましても新たな電話の架設、回線の引き込み、或いは案内の看板ですとか、新たな封筒の印刷等、こういったものが必要となりますことから、所要の経費を計上させていただいたところでございます。なお、これら歳出に必要な財源といたしましては、財政調整基金を420万円繰り入れるということで収支のバランスを図らせていただいているところでございます。

以上まことに簡単ではございますが、議案第2号 一般会計補正予算（第3号）についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岡本 勇君）以上説明のとおりであります。

これより同意第1号 京丹波町桧山財産区管理委員の選任についての質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

本件、及び2号、3号、4号の同意案件は、ひとりずつ同意を得るのが本来の形でありませんが、一括して採決いたしたいと思えます。

これより同意第1号の採決をいたします。

この表決は起立により行います。

同意第1号 京丹波町桧山財産区管理委員の選任について、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって同意第1号は原案のとおり同意されました。

○議長（岡本 勇君）次に同意第2号 京丹波町梅田財産区管理委員の選任についての質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより同意第2号の採決をいたします。

この表決は起立により行います。

同意第2号 京丹波町梅田財産区管理委員の選任について、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって同意第2号は原案のとおり同意されました。

○議長（岡本 勇君）次に同意第3号 京丹波町三ノ宮財産区管理委員の選任についての質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより同意第3号の採決をいたします。

この表決は起立により行います。

同意第3号 京丹波町三ノ宮財産区管理委員の選任について、原案のとおり決することに

賛成の方は起立を願います。

(起 立 全 員)

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって同意第3号は原案のとおり同意されました。

○議長（岡本 勇君）次に同意第4号 京丹波町質美財産区管理委員の選任についての質疑を行います。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより同意第4号の採決をいたします。

この表決は起立により行います。

同意第4号 京丹波町質美財産区管理委員の選任について、原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起 立 全 員)

○議長（岡本 勇君） 起立全員であります。

よって同意第4号は原案のとおり同意されました。

○議長（岡本 勇君） 次に議案第1号 京丹波町参与設置条例の制定についての質疑を行います。

今西君

○8番(今西孝司君) 我々美里会としては何が何でも反対ということはないのですが、水道汚職があって以来、町民の目は行政に対してかなり厳しくなっておるといふうに感じます。そこでこの議案を一度休憩していただいて、全員協議会を開催していただいて、そこでもっと詳しく細やかな説明を受けるなり、論議を尽くした後、採決ということにしていただきたいというふうに思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（岡本 勇君） ただいま緊急動議が出たわけですが、これについての取り扱いをいか様に・・・

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岡本 勇君） 異議なしという声があります。

それでは休憩をして説明を受けるということで、今の動議を採決いたします。

ただいまの動議に賛同される方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

○議長（岡本 勇君） 挙手多数でございます。

よって、ただいまから暫時休憩をいたし、説明を受けることといたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9時38分)

(再開 午前10時47分)

○議長(岡本 勇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を行います。

今西君

○5番(今西孝司君) 我々は別に反対という立場でこの問題にあっているわけではありせんし、これからの京丹波町のあり方についても、我々もわれわれなりにいろんなことについて考えを持っているわけです。

その中でこの参与の問題について参与は誰であるかということはまだはっきりせんわけで、今、判断は町長の意気込み、どうしてもやるのだ、自分の進退をかけてもやるという強い意気込みを述べられましたことに対して、そのことに対して我々は判断をするということで、このことに当たらせていただきたいと思います。ということで質問ではありませんが、美里会の決意というかそういうものの一端を述べさせていただきます。

○議長(岡本 勇君) 貴重な時間でございますので、できるだけ意気込みは結構でございますが、質疑をお願いいたします。

6番 東君

○6番(東まさ子君) 先ほど全協もありましていろいろ協議をしたわけですが、ひとつに町長はなんとしても参与を置きたいということで、自分の進退もかかっているという決意も言っておられましたけれども、やはり合併2年が過ぎまして、いろいろと町民の方も期待していたものもなかなかかなわないということで、元気をなくしているという部分もあります。

そういう中で今回の提案につきましても、本当に重要な問題について参画するための参与を置きたいということでされているわけですが、町長は京丹波町らしさというかそういうものを自分としてはどういうふうに、総合計画基本構想はできましたが、どういうふうに思っておられるのか。観光、資源を活用することも提案説明にあります。1日ばかりで観光できるルートをつくるのか、観光マップをつくりたいのか、具体的にどういうものを求めておられるのか。それひとつ、話を聞いていてもわからないということでした。やはりいろんな地域内にある資源を活用するについても、一番よく知っているのはそこに住んでいる住民でありますので、ひとりのそういう優れた能力を持っている人を参与として迎えるということも町長としてはあれかもわかりませんが、実際町づくりに関わっていく人が多

ければ多いほど、元気な町づくりが参加することによってできていくわけであります。そういう点においたら、一定の予算と組織の中にもそういう仕事をしていくところがあり、予算があるということでありましたので、そうしたらそういうものをもっともっと信頼して、町職員さんを信頼して、そこを生かして町づくりを進めていくことが、時間は長い時間を必要とするかもわからないけれど、結果的にはみんなの元気が出る町づくりにつながっていくのではないかとわたしは思っております。町長は本当に参与を招いていろいろと書いてはもらえますけれど、本当はどういう京丹波らしさを求めておられるのか、1点お聞きしておきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長

○町長（松原茂樹君） 今回、常勤の特別職の参与を設けたいということにつきましては、先ほど全協の場でも私の思いも言わせていただいたわけですが、合併をして本当に私たちの町が、存続可能ならしめるような町づくりをこれからしていかなければならないということで、基本構想を取りまとめ、そしてまた基本計画を策定し、実施計画でそれを年次的に進めていこうということで、いわゆるひとつの考え方等についてはお示しを町民の皆さん方にできたのではないかというふうに思っております。

先ほど申しあげましたように、そのことについて当然のことながら、全職員が持てる力をすべて発揮しながらあたらなければならないのは当然のことです。先頭にたつて私も全力を挙げていくつもりでおります。そうした中でそれはそうとして、しかしそこにも現実的には限界もあるかというふうに感じております。

ひとつには、どうしても町民の皆さん方の暮らしを守っていかなければならないという面で、さまざまな経常的な経費も嵩むことでもございますし、本来、新たな取り組みということに多くの費用を割いていくべきなのかもしれませんが、現実的にはそうはいかないということです。

しかし、私はこの戦後以来、少しでも自分たちの住んでいる町地域がよくなるために、何を備えてこななければいけないのかということで、さまざまなインフラ整備を国にも府にも要望しながら、また自らも努力をしながら作りあげてきたものだと思っておりますし、一定60年という長い歳月の中でレベルに達しているというのは皆さんも同様だろうというふうに思っております。これを全国画一的な方向で今日まで進んできたわけですが、どこの市町村を見てもほぼ似た形のものになっているのではないかと思っております。それだけになかなか自分たちの持っているものをうまく表現をしながら、その町に関心をよせてただけということが非常に難しくなっている。東京の他わずかなところでは非常に活

況を呈しているところもあるわけですが、その他はなかなかそういう状況にない。

そうした中でどういうことを町長は考えているのかということですが、私は本当にささやかでございますけれども、非常に安定した生活を今日まで皆さんが努力をして進めてこられたのではないかと、その背景には行き届いた家の構え方でございますとか、或いはその地域の構え方でございますとか、トータル的にはまちの姿であるのではないかと感じておりました、こうしたものをどう生かしていくか、どう表現していくかということについてはできれば「こういう使い方がある」とか、「こういう方がこういう場所を望んでおられる」とか、戦略的だけでなく現実的な世の中の動き、或いは考え方を十分ご存知の方、こうした人をぜひ求めながら、私たちの持つております今日までの積み重ねたものと、そうした私どもが持ち得てない部分を併せれば、あまりお金を必要としない新たな町づくりが展開できるのではないかと感じております。

700万人、またそれ以上ともいわれる団塊の世代の皆さん方が、どっと世の中からまた違う人生を歩もうとされているわけでございますので、そうした非常に粘り強く、また難しい時代を切り開いてこられたさまざまな方がおいでになると思いますので、広くそうした方々にわが町のこれからの進め方について、ぜひ力を貸してほしいという呼びかけをすることも、私たちのこれから歩もうとする姿そのものを、素朴ではありますが発信できるのではないかとこのように感じておりますし、必ずやそれに応えていただける方が見つかるのではないかとこのように感じております。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君

○10番（山田 均君） 私もお尋ねをしておきたいと思います。

全協の場で「自分の進退をかけている」と言われたのですが、要するに人物を選ぶことに対して適当な人がなければそれまでということもあったわけでございますから、条例を作らなければ選ぶこともできないということもあろうかと思いますが、要するに現時点ではあるだろうという前提になるわけでございますが、なければ一定あるまで設置しないということも言われました。そういうことよりも先ほども申しあげておったのですが、住民や職員の経験とかまた住民の知恵というものを町づくりに生かしていくということが基本だと思います。

これまでいろんな場で町外からそういう形で採用してやられたというものも確かに全国的にもあるし、成功例もあるが失敗例もある。これは事実としてあるわけでございます。何よりも町づくりというのは、そこに住む町民と職員が力を合わせて町づくりを進めていくということが基本であります。先ほども言われましたが水先案内人がいるといわれましたが、水先案内人は町長なのです。そういう町長の示す方向でやろうと本来なるべきです。行政内部

からばかり見ていたのではということがありましたが、やはりそういう中でこの京丹波におられる町民、定年退職で帰ってこられた方もあるし、移住されてきた方もあるわけです。そういう方の知恵と力も生かしていただく。そして職員と一緒になれば改めて職員もそういう見方を変える。そういうことが町づくりを変える基本だと思います。500万円という費用を使うことが、片方では職員適正化でどんどん削減するという方向を示している中で、本当に職員や住民の合意が得られるのかというように思います。そういう中で職員の55歳の役職定年制というのを京丹波町は導入しているのですが、そういうことこそ見直して、職員の意欲を引き出していくとそういうことがわたしは大事だと思います。その辺について町長の考え方を伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長

○町長（松原茂樹君） 先ほども全協で申しあげましたように、今は一連の不祥事事件もございまして、行政に向けられております町民の皆さん方の目線というのは非常に厳しいものがございますし、これはわたしの思いとしては当然であると思っております。本来やってはならないことをやった以上、これは町民からパッシングを受けることは当然のことと思っております。

先ほど私が申しあげたのは、そうしたことを前提ということではなく、いわゆる任命をした以上、仮にそういうことにつながっていくとすれば、自分の進退にかかわってくることであることは十分認識しているという意味で申しあげたわけでございます。

当然、町民の皆さん方の中にも町づくりに関心を寄せていただいている方もたくさんおいでになるかと思っておりますし、そうした方々がこれから町づくりに参画いただけるような条件整備は当然のことながら進めていかなければなりませんし、私もそうしたことを一定打ち出ししながら、今その体制固めをさせていただいておるところでございます。しかしながら全町的、全職員挙げて町づくりに一人ひとりが持てる力を存分に発揮をして取り組むことはもちろんでございますけれども、そこにもやはり限界はあるのではないかと思いますし、何もかもすべてこなせるということにはなかなかならないのではないかと思います。柔軟な考え方というのはそれぞれが研鑽を深めながら持ち備えていかなければならないことだと思っておりますけれども、そうした部分をより即効的に出していただける、そうした人をぜひ今の地方が疲弊しているというこの時代に、ご協力をいただける方がないものだろうかというふうに思ったところでございます。

当然、管理職の皆さん方に一方では今の財政事情、或いは職員の定員の適正化、これは合併前からでもございますし、合併後にご理解をいただく中で、55歳役職定年ということで

ご協力をいただいております。これはこれで5年間という計画の中で全体の定員の適正化を進めているところでございます。考え方についても計画に沿って、皆さん方のご理解を得て進めていきたいと思っております。当然、管理職は退いても十分な経験を生かしながら、当然、職員として町づくりに貢献をいただけるものだというふうに思っておりますし、その点ではなんら遜色のないといえますか、変わりのない体制が組めるというふうに思っておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君

○10番（山田 均君） 設置の目的が提案理由にもありますように、地域資源の活用の方策とか、地方自治とか、地域経済の活性化、将来の展望等が言われております。それをやろうと、これはひとりの方にやろうということではなしに、課を設置して専門に取り組んでいく。そこに京丹波のいろんな町づくりに参画したい、町のために役立ちたいという方も実際私も聞いておりますし、そういう方もおられるわけです。やはりそういう方の人脈というものを生かして大いに力を発揮していただくと、そういう場合ですと交通費くらいで済むわけです。本当に費用そのもの500万円、600万円も要らんと。そしてこの町に住んでおるわけですから横との連携もつながっていくし、そういう取り組みをすべきでないか。一定よさそうに外部からするのが、確かに新聞の記事やとかそういうものでは取り上げられるかもしれませんが、やはり町づくりというのはしっかり職員や町民が知恵と力を合わせて取り組んでいくということが私は一番基本だと思います。だからそういう面では、町長の特使的な役割を果たすということになると思うのですが、参与というのは。目指している協働の町づくりとは相反する方向ではないかと思えます。ですからやはり町づくりの考え方、そこにもっと住民の目線をそこへもっと持っていくべきではないか。やはり町づくりというのは一番振興計画でも「人」というのを掲げられているわけですから、町民を本当に中心に据えて、そして町民の知恵と力を借りながら行政を進めていく、そしてそれで元気でそして協働の町づくりと、こうしっかり基本に据えるべきと思うのですが、改めて町長の見解をもう一度聞いてみたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長

○町長（松原茂樹君） 町づくりはもちろん町民の皆さんが主人公でございまして、そこをはずしてなんら町づくりは考えられないと思っております。当然のことながら先ほども申しあげましたように、多くの方のといえるのか、やっぱりこれから自分たちの町をどうしていくのかということ、当然、町民の皆様一人ひとりが取り組んでいただかなければ、何もよそから来て「ああせい、こうせい」ということはないわけでございますので、やる気がなければ

沈んでいくわけでございますし、活力は失っていくものだと思っております。そうした中では多様な人材も町民のすべての方がそうでありますし、しかし現実の問題として、なかなか今その進めてきた町づくりの中で具体的にどうするかということについては、自らの生活を最優先にせざるを得ないという実態も一方ではあるという中で、全体をどうしていくのか、或いは地域をどうしていくのかということについて、なかなか時間が割けないというのもあるのではないかと思います。高齢化も進むという中で、いかにみんなが力を合わせて自分たちの町をどう守っていくのか、或いはどう活性化をさせていくのか、持てるさまざまな潜在的な能力を発揮していくのかということだろうというふうに思いますので、そのひとつの導き役、こうした方も時としては必要ではないかというふうに考えたところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君

○10番（山田 均君） いろいろな状況を町長言われたのですが、実際に公募をして町づくりに関わっているいろんな提言を含め知恵と力、また人脈もぜひ、京丹波の町づくりのために力を貸してほしいと京丹波の町民また出身者を含めて公募をされて、これは民間ということになっておりますので、いろんな公務員を退職された方もあるわけでございますので、やはりそういうことをすれば別に常勤でなくても、いろんな知恵と力を貸していただくなど、そういう役割を果たしていただく、そして担当課もしっかりつくって、そこを中心にしながら町民との協働を進めていく知恵も力も貸していただくと、そういうことをいっぺん提案されてそういう取り組みをされたらどうかというように思うのですが、その点伺っておきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長

○町長（松原茂樹君） これは公募でございますので、議員おっしゃる皆さんも当然のことながら含まれているということでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

6番 東君

○6番（東まさ子君） それではただいま提案されております議案第1号 京丹波町参与設置条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

今回の制定は地方公務員法第3条第3項第3号により常勤の特別職を新たに設けることを提案しており、任期を2年以内と定めております。

まず、設置目的ですが、適正かつ効果的な行政運営を図るためとしています。職務は町長が定める町政の重要な施策に参画とありますが、設置目的がはっきりいたしません。本町は

これからの町づくりについてその方向を示す京丹波町総合計画を策定しました。それを進めるための今回の参与設置であると思いますが、町づくりで一番大事なのは住民の声を聞くことではないでしょうか。

合併して町づくりに対する住民の気持ちや思いが後退している面も見られます。住民の意識を高め、自分たちの町は自分たちでつくるという考え方をしっかり形成していく、その基礎をつくるのが、今町長に求められていることではないですか。

町長は外部から参与を任命して町づくりを進めようとしているわけですが、重要な施策に参画する職務であるならば、例えば町づくり課というような組織も設置をし、各種団体や公募による委員などによる町づくりの会議などを開いて、もっともっと住民の声を取り入れて協働の町づくりに取り組んでいくべきだと考えます。町幹部や職員の皆さんもその職務に当たっていただくことが本当の共同の町づくりにつながるのではないかと思います。

繰り返しになりますけれども、協働の町づくり、これは住民の知恵と力を借りながら行政と一緒に町の課題に取り組むべきであり、参与の設置というのは町長の、先ほどの全員協議会でもいろいろと意見が出ておりましたけれども「町長のプランナーというような役割を果たす」こういうことも言われておりました。協働の町づくりには相反する方向であると思っております。このことを指摘いたしまして反対の討論といたします。

○議長（岡本 勇君） 4番 畠中君

○4番（畠中 勉君） 私はただいま上程になっております京丹波町参与設置条例について賛成の立場から討論をいたします。

合併いたしまして2年余りが過ぎました。その間、新しい町づくりのためにいろんな協議機関や検討会等々設置されましていろんな住民参加のなかでいろんな協議がなされてきました。町民の新しい町づくりに期待をいたしております。しかしながら財政面や、あらゆる面、或いは広範囲にわたるといような点から住民に十分な答がされておられません。そのなかで新しく出されました総合計画に基づきます基本構想の実行に向け、さらに企業誘致等々山積する課題があります。その課題をこのまま放置することとなればなかなか解決ができません。少子高齢化が非常に進む本町にありまして、待ったなしの計画実行に町民から多くの期待がされております。そういった課題の解決に向けて、行政でない第三者のお力を借りて企画力、行動力、想像力、指導力そういったものを備えた方を確保して、町民への期待に応えるひとつの方策として、当然、このような参与を置くことに対しまして私は賛成の立場から討論とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

議案第1号 京丹波町参与設置条例の制定について 原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙 手 多 数)

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（岡本 勇君） 次に議案第2号 平成19年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

10番 山田君

○10番（山田 均君） 補正予算に関わる中身としては、いわゆる分庁方式ということになるわけですが、分庁方式と支所ということになるわけです。合併して3年目を迎えて、支所、地域のいろんな課題もたくさん出てきているなかで、今回それぞれ瑞穂と和知支所に課を移すという提案になっておるわけですが、ひとつ町長にお尋ねしておきたいのは支所の将来の方向、あり方、これをどう考えておられるのかということがひとつでございます。

もう1点は分庁方式という形でそれぞれ保健福祉と教育委員会が瑞穂と和知へ行くということですが、将来的な方向としてはどのように考えておられるのかお尋ねしておきたいというふうに思います。

それからそれぞれかが移ることによって、町内の各団体との調整、説明、合意はされているのか、伺っておきたいと思います。

それから町長、広報の新年号に庁舎の改築ということを広報の中で述べられております。将来の考え方というのは本庁にすべての課を建て替えて集中されるという考えなのか。そうすると分庁方式というのは当分の間というような考え方なのか。その辺についてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長

○町長（松原茂樹君） 1点目の支所のあり方でございます。

これは合併協議の中でもいろいろ議論をされたところだろうと思います。今後永久的に存続できるかということについてはなかなか言明できない。いわゆる時代の変遷とともに変えていかざるを得ない部分も残しているという私は受け取り方をしておるわけでございます。

現時点でどうするかということについては、まだまだ合併して間もないことでありますし、それぞれの地域が格差のない一体的な取り組みをしていくためには、支所の存続というのは

非常に大きなものがあるんじゃないかというふうに思っております。

また、一方で先ほども総務課長から説明をいたさせましたけれども、内部の連携体制の強化、或いは施設の有効活用というのもやっぱり当然のことながら考えていくべきだと思っております。それと同時にそれぞれの地域の皆さん方のお声はこの2年間過ごしてきた中で、やっぱり支所になって職員の数が減ったことの直接的なとらえ方というのは、やっぱり何かどこか寂れてきたというのは身をもって感じているということを経験させていただいております。そうしたことから考えますと、先ほど申しあげましたように施設の有効利用、人材の配置によってそうしたことも一定カバーできるのではないかと考えて、今回機構改革の全面的な見直しを図ったところでございます。またこうしたことによってそれぞれ関係する諸団体、また町民の皆さん方は全体的にかかってくるわけでございますが、現状、各種団体の皆さん方への説明は一定させていただいてご理解を得ているということでございます。

また、将来的なことですが、本庁舎の建物も見てもらったとおりでございまして、非常に老朽化が進んでおるわけでございますが、これも一定さまざまな努力はしなければならないわけですけれども、27年までの特例措置が認められている範囲でないと、それ以降、独自でというのはなかなか厳しいのではないかと思います時に、できるだけ早くこうした考えを前向きに町民の皆さんにとらえながら、努力をしていくことが必要ではないかと考えて述べさせていただいたところでございます。このことも合併協議の中でもありましたように、職員の定員の適正化でございますとか、今も機構改革で申しあげましたような持てる施設、使える施設は十分に使いながらいかにコンパクトなものにするかということも我々に課せられた命題ではないかというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） 6番 東君

○6番（東まさ子君） 保健福祉課が瑞穂へ行きまして、丹波には丹波地域保健福祉室を設置ということでありますが、効果というところを見ますと保健師の集中配置というようなことも書かれてありますが、これまでは支所、瑞穂分室、和知分室におきまして保健師さんは配置されていたと思うのですが、保健師の集中配置というのはすべて瑞穂のほうへ行かれるのかどうか。

それから福祉の仕事におきましては老人福祉、障害者福祉、介護制度の関係、地域包括支援センターの仕事の関係とありますが、保健福祉室になりましたならば、丹波でそれぞれ相談に行ったときに、それぞれの問題はすべて健康管理センターで対応していただけるのかどうか、その点をちょっとお聞きしておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長

○保健福祉課長（野間広和君） 東議員さんのご質問についてですけれども、保健師の配置につきましては、とりあえず瑞穂に集中配置をすることによりまして、新たな検診体制への取り組みの職員配置の強化をするという部分もあります。今瑞穂のほうに2名、和知のほうに2名という形ですべて12名おります。そのうち2名が地域包括におりますので、実質保健師活動は10名で行っているわけですけれども、その10名のうち、今考えられることは瑞穂に集中して、あと和知福祉室、丹波の福祉室に毎日派遣をする体制をとりたいなというふうに思っております。

さらに福祉の関係ですけれども、障害と老人の部分についてはまだ人事面の部分ではわかりませんが、障害担当、福祉担当につきましては配置をお願いしているところであります。さらに地域包括支援センターにつきましては瑞穂のほうへ移動はいたしますが、丹波或いは和知のほうにつきましてはランチという形での設置になります。センター数は1。地域包括支援センターの形につきましてはセンター、そしてサブセンター、ランチとこの3種類がございます。センターを瑞穂に配置し、ランチという形で和知と丹波に置く。そのランチといいますのは、センターへつなぐ相談窓口という取り扱いをもちまして、地域の皆さんの相談に応じていきたいとこのように思っております。

○議長（岡本 勇君） 2番 坂本君

○2番(坂本美智代君) いろいろ説明をいただいたのですが、今回の機構改革としては内部の連携体制なり、それぞれの施設を有効活用するということですが、一番利用される方は住民であります。そういった住民の方が納得されるような説明なり、広報はどのようにしてされるのか。またいつごろ説明、報告をされようとされているのか説明をお願いします。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） もちろん議員さんがおっしゃいますように住民の方への広報が大変重要なことございまして、この議案を議決いただきますと、この2月号の広報で、一定概要についてお知らせをさせていただき準備を進めているところでございますし、また戸別の団体、それぞれ事務局を持っている団体もあるわけございまして、そういった部分についてはそれぞれの所管課から説明なりさせていただき予定でございます。

○議長（岡本 勇君） 6番 東君

○6番(東まさ子君) 今回、分庁方式という機構改革でございますけれども、これはこういう機構改革をするということはどういうところからの発案というか、町長が出しておられるのですが、こういう方向付けがあったのか、それと職員さんとの協議はどうなっているのか2点お聞きいたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長

○町長（松原茂樹君） このことは冒頭説明させていただきましたように、内部の総点検をするなかでいかに住民の皆さん方に利便性を図っていくのか、或いは組織としてのあり方を見ていくのかということで、検討委員会を重ねてきた結果でございます。

2月5日でしたか、議運でこうした考え方をいわせていただいた後に、オープンにして職員の理解も求めてきておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） 11番 室田君

○11番（室田隆一郎君） 今回機構改革が予定されておりました、いわゆる一部分庁方式が入れを予定されているわけですが、それに関連いたしまして420万円の増額補正ということで提案されております。

そのなかで保健福祉課につきましては、保健センターに集中的に配置統合されるということですが、この保健センターには現在シルバー人材センターが同居して執務をしているという状況でございますが、このスペースから見て同居不可能ではなかろうかと思えますが、移転ということを計画されているのか。具体的にそうした移転の場所を考えておられるならお答えいただきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長

確かに瑞穂の保健福祉センターには、現在、社協さんとそれからシルバー人材センターさんがお入りになっている現実でございます。両団体にも私ども出向きまして、保健福祉課が保健福祉センターに移動するという了解を求めさせていただいたところでございます。今考えておりますのは、社協がお入りになっておりますフロアを保健福祉課と共有して使用いただくということで計画させていただいております。シルバー人材センターについては、今お入りになっていただいておりますところに、包括支援センターとしての機能を設置したいということでご理解を求めまして、今の保健福祉センターからは移動をしていただくという了解をお願いし、了解をいただいておりますところでございます。移転先については内部検討をさせていただいているということでございまして、結果をお聞きしまして、もし町の施設で一定活用できる部分があればお願いしたいというお話も伺っておりますところでございますが、来週早々にもそうした打ち合わせをさせていただく手はずとなっておりますところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番 山田君

○10番（山田 均君） 町長に再度お尋ねしておきたいと思えます。

今回のこの一部分庁方式について、それぞれ課長会では何回くらい協議をされたのか。また職員も当然、職場が動くとも労働条件の問題でもありますので、職員組合などの協議は何回

されたのかお尋ねしておきたいと思います。

それから今回、保健福祉課と教育委員会がそれぞれ動くことになって、例えば保健福祉ですと介護保険、老人福祉なら住民課とこういう関係になると思いますが、住民からすればわからずに保健福祉センターに行くと「これは住民課ですよ」ということで、また丹波へこなくてはならないということがおこるわけですが、そういう意味では「介護保険のこういうものは保健福祉センターですよ、老人福祉の関係は住民課ですよ」と、住民にわかりやすい一覧表を作成して徹底するというのも大事かと思いますが、そういう考え方はあるのか伺っておきたい。

それから先ほど支所と分庁方式のことで聞いたのですが、将来のことは明言できないし、時期とともに変わるといわれましたが、町長としては現時点ではどういう支所のあり方を考えておられるのか。支所に人数が少なくなるとどんどん活気がないので、一部そういう課を持っていくとそういうことになるとと思いますが、将来の京丹波の町づくりのあり方としてどういう形をしっかりと考えていくんだ。たとえば支所に権限や機能を与えて、支所機能を充実させていくという方向でいくのか。それとも与謝野町なんかがやっておりますように本庁、支所をつくらず、各課を均等に配置して総合的に行政を展開する。そういうこともやっておりますのでそういう方向を考えておられるのか。いや、合併特例債があるうちに庁舎を建て替えるから10年以内にはこの中心部に全部を集めるという考え方なのか。やはりそういう方向をしっかりと持ってそして取り組んでいくということが大切で、町民にもしっかりと示す。

支所を充実するならそういう方向でいかんならんし、それぞれ分庁で各課をそれぞれ配置するならそういう方向でしていかなければならないと思うのですが、その辺の考え方はどういようにお考えなのか。まったく現時点ではないということなのか。ただ単なる今の支所の人数とそれぞれの課をひとつずつ配置したと、それでいくんだとこういう考え方なのか、その点お尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長

○町長（松原茂樹君） 今回の機構改革の検討につきましては、不祥事の関係で綱紀肅正倫理委員会を設けたわけでございますが、いろいろな関連もございましたので、同時に機構改革についてもこの内部の委員会の中で、十分検討しながら進めてきたということでございます。

職員組合等々につきましては、一定それぞれの課ごとの職員には伝えているわけでございますが、組合等につきましてはこれから説明をしていきたいというふうに考えております。

また住民への広報のあり方については先ほど申しあげましたように2月の広報に、本日より

算等お認めいただければ載せていきたいというふうに思っておりますし、十分わかりやすい内容にしていきたいというふうに思っております。

また将来の支所のあり方でございますが、方向としてはやっぱり先ほど申しあげましたように、職員の定員の適正化も進めていかなければなりませんし、冒頭申しあげましたように、支所機能として将来ずっとこの体制を維持していくかということになりますと、私は無理ではないかというふうに思っております。年々縮小していくのがひとつの方向ではないかと思っております。その反面、やっぱり住民感情としてはさまざまなものが出てくるということで、一部分庁という、いわゆる施設の有効活用をしながらということが、新しい庁舎を設けるにしてもコスト的にも削減は可能になってくるだろうというように思いますし、必要最小限のものでとどめることができるであろうと思っております。今後十分多くのご意見を賜る中で、慎重に進めていくべきことであろうということには間違いはないというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

10番 山田君

○10番（山田 均君） ただいま提案されております平成19年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）に反対の立場から討論を行います。

今回の提案は20年4月から一部分庁方式による設備改修工事費などの補正予算であります。財源は基金からの繰り入れとなっております。

4月から予定されております保健福祉課を瑞穂の保健福祉センターへ移設。また、教育委員会事務局を和知支所への移設が主なものであります。

今回の提案の主な理由は、合併で支所となった瑞穂、和知地域では極端に人の動きもなくなり疲弊してきている。その対策として提案されたものですが、当面の対策として否定するものではありませんが、京丹波町の行政運営を住民本位として進めていく方法として、将来の方法をはっきりさせて取り組むべきと考えます。支所のあり方、将来は支所の機能や権限を大きくして総合的な支所とすとか、また、分庁方式が将来の方向であれば各課の配置を考えて取り組んでいく。そういうことをはっきりと示す中で機能の取り組み、配置をするべきということを申しあげておきたいと思えます。

さらに将来の方向というのはもっと時間をかけて、職員の知恵を生かしながら議論をして方向を考えるべきでありますし、提案されております一部分庁方式についても職員組合など

職員への提案と議論を重ねて方向を決めていくべきであります。課長会でももっともっと議論と研究を重ねるべきであります。町長が提案される「協働の町づくり」、これが何なのか。協働の町づくりとは町民や職員の知恵と力を合わせて取り組むことであります。こうした一方的なやり方では、協働の町づくりとは相反することを指摘するものであります。行政は住民の目線で、住民の暮らしに役立つ機構改革にすべきことを指摘して反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

議案第2号 平成19年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）、原案のとおり決することと賛成の方は挙手を願います。

（ 挙 手 多 数 ）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（岡本 勇君） 以上で、本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成20年第1回京丹波町議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

午前11時51分 閉会